

住民基本台帳法違反容疑による区職員の逮捕について

本日、区職員が住民基本台帳法違反の容疑により逮捕されたことを受け、区として現時点でお知らせできる内容を直ちに公表します。

1 事案の概要

本年2月28日に、「区職員が、住民基本台帳ネットワークシステムを不正に検索して得た個人情報(氏名、生年月日等)を外部の者に漏えいしている」として、被害を受けたとする者の氏名等を記載した文書が区に送達されました。

これを受け、同日、住民基本台帳ネットワークシステムの検索履歴を調査したところ、同一職員が被害を受けたとする者の検索を行っていたことが判明し、3月1日に当該職員に対する聞き取りを行いました。当該職員の返答は、「検索した記憶はなく、不正行為は一切行っていない」とのことでした。

このため、区は3月2日に警察へ相談し、その後の警察による捜査が行われた結果、本日、警察から公表されたとおり、区職員が住民基本台帳ネットワークシステムから個人情報を漏えいしたことに伴う住民基本台帳法違反容疑により逮捕されることに至ったものです。

2 逮捕された区職員

区民生活部 文化・交流課 主事(事務)

市川 直央(いちかわ なおひさ) 32歳

※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生したものです。なお、令和4年3月1日以降、当該職員は個人情報を取り扱う業務は行っておらず、同年4月に現在の部署に異動しています。

【岸本聡子杉並区長のコメント】

本日、区職員が、住民基本台帳法違反容疑により逮捕されました。このことについては、個人情報の安全かつ適正な管理に重大な責任をもつ基礎自治体の長として、大変重く受け止めなければならないと考えております。

区といたしましては、再発防止の徹底に全力で取り組むとともに、事実関係が明らかになった時点で、厳正な処分を行ってまいります。

【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111(代表)